

# 青森県議会議員一般選挙における 選挙公営関係用紙

## 1 選挙運動用自動車関係書類

(1) 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 -----	様式 1
(2) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車） -----	様式 2
(3) 請求書（選挙運動用自動車の使用） -----	様式 3
(4) 自動車燃料代確認申請書 -----	様式 4
(5) 自動車燃料代確認書 -----	様式 5
(6) 選挙運動用自動車使用証明書（燃料） -----	様式 6
(7) 選挙運動用自動車使用証明書（運転手） -----	様式 7

## 2 ビラ作成関係書類

(1) ビラ作成契約届出書 -----	様式 8
(2) ビラ作成枚数確認申請書 -----	様式 9
(3) ビラ作成枚数確認書 -----	様式 10
(4) ビラ作成証明書 -----	様式 11
(5) 請求書（ビラの作成） -----	様式 12

## 3 ポスター作成関係書類

(1) ポスター作成契約届出書 -----	様式 13
(2) ポスター作成枚数確認申請書 -----	様式 14
(3) ポスター作成枚数確認書 -----	様式 15
(4) ポスター作成証明書 -----	様式 16
(5) 請求書（ポスターの作成） -----	様式 17

## 4 各種契約書例

(1) 運送契約書例（一般運送契約用） -----	別紙 1
(2) 車輛賃貸借契約書例（自動車の借入れ契約用） -----	別紙 2
(3) 選挙運動用自動車燃料供給契約書例（燃料供給の契約用） -----	別紙 3
(4) 自動車運転契約書例（運転手の雇用契約用） -----	別紙 4
(5) 選挙運動用ビラ作成契約書例 -----	別紙 5
(6) 選挙運動用ポスター作成契約書例 -----	別紙 6

## 選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和5年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 殿

令和5年4月9日執行青森県議会議員一般選挙  
候補者

選挙区

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

## 記

## 1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和5年 月 日			円	

## 2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和5年 月 日			円	
運転手の雇用	令和5年 月 日			円	
燃料代	令和5年 月 日			円	

備考1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 「2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料供給期間を記載してください。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、2の「契約内容」欄の「契約金額」に契約単価を、「備考」欄に燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

4 候補者本人が届け出る場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が届け出る場合には、委任状の提示又は提出及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

## 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 5 年 月 日

令和 5 年 4 月 9 日執行青森県議会議員一般選挙

選挙区

候補者

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	令和 5 年 月 日 、 令和 5 年 月 日	円	

備考 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

2 運送事業者等が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、青森県に支払を請求することはできません。

4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円

(2) (1) 以外の場合 16,100円

5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。

7 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、青森県に支払を請求することはできません。

## 請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

令和 5 年 月 日

青森県知事 殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名  
電話番号

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 5 年 4 月 9 日執行青森県議会議員一般選挙 選挙区
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

## 備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和 45 年運輸省令第 7 号)第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。
- 契約業者等(法人の場合は代表者)本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が提出する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人の場合は代表者)本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

# 請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	64,500円	円	
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	64,500円	円	
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	64,500円	円	
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	64,500円	円	
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	64,500円	円	
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	64,500円	円	
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	64,500円	円	
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	64,500円	円	
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

# 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

## 1 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	16,100円	円	
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	16,100円	円	
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	16,100円	円	
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	16,100円	円	
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	16,100円	円	
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	16,100円	円	
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	16,100円	円	
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	16,100円	円	
令和5年 月 日	( )円×1台= 円	16,100円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

2 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
令和5年 月 日		( )円 × ( )ℓ = 円			
令和5年 月 日		( )円 × ( )ℓ = 円			
令和5年 月 日		( )円 × ( )ℓ = 円			
令和5年 月 日		( )円 × ( )ℓ = 円			
令和5年 月 日		( )円 × ( )ℓ = 円			
令和5年 月 日		( )円 × ( )ℓ = 円			
令和5年 月 日		( )円 × ( )ℓ = 円			
令和5年 月 日		( )円 × ( )ℓ = 円			
令和5年 月 日		( )円 × ( )ℓ = 円			
計		円			

- 備考1 「基準限度額 (ロ)」の計の欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」の計の欄には、「販売金額 (イ)」の計の欄又は「基準限度額 (ロ)」の計の欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「販売金額 (イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

### 3 運転手

雇用年月日	報酬 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
令和5年 月 日	円	12,500円	円	
令和5年 月 日	円	12,500円	円	
令和5年 月 日	円	12,500円	円	
令和5年 月 日	円	12,500円	円	
令和5年 月 日	円	12,500円	円	
令和5年 月 日	円	12,500円	円	
令和5年 月 日	円	12,500円	円	
令和5年 月 日	円	12,500円	円	
令和5年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、報酬（イ）又は基準限度額（ロ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。



## 自動車燃料代確認申請書

令和 5 年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 殿

令和 5 年 4 月 9 日執行青森県議会議員一般選挙

選挙区

候補者氏名

次の自動車燃料代につき、青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 4 条第 2 号口の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和 5 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(A)	円	円
今回の購入金額(B)	円	円
燃料代計(A)+(B)	円	円
備 考		

- 備考 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
  - 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
  - 4 「前回までの累積金額」欄には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
  - 5 候補者本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が提出する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

確認番号

## 自動車燃料代確認書

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第4条第2号口の規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号口に定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和5年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳 印

### 記

- 令和5年4月9日執行青森県議会議員一般選挙 選挙区
- 候補者の氏名
- 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 確認金額 円

- 備考 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は青森県に支払を請求することはできません。

## 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 5 年 月 日

令和 5 年 4 月 9 日 執行青森県議会議員一般選挙

選挙区

候補者

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和 5 年 月 日		ℓ	円	
令和 5 年 月 日		ℓ	円	
令和 5 年 月 日		ℓ	円	
令和 5 年 月 日		ℓ	円	
令和 5 年 月 日		ℓ	円	
令和 5 年 月 日		ℓ	円	
令和 5 年 月 日		ℓ	円	
令和 5 年 月 日		ℓ	円	
令和 5 年 月 日		ℓ	円	

- 備考 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、青森県に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

## 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 5 年 月 日

令和 5 年 4 月 9 日執行青森県議会議員一般選挙

選挙区

候補者

記

運転手の氏名及び住所		
雇用年月日	報酬の額	備考
令和 5 年 月 日	円	
令和 5 年 月 日	円	
令和 5 年 月 日	円	
令和 5 年 月 日	円	
令和 5 年 月 日	円	
令和 5 年 月 日	円	
令和 5 年 月 日	円	
令和 5 年 月 日	円	
令和 5 年 月 日	円	
令和 5 年 月 日	円	

- 備考 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、青森県に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 6 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、青森県に支払を請求することはできません。

## ビラ作成契約届出書

令和 5 年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 殿

令和 5 年 4 月 9 日執行青森県議会議員一般選挙

選挙区

候補者

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 5 年 月 日		枚	円	

- 備考 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が届け出る場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

## ビラ作成枚数確認申請書

令和 5 年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 殿

令和 5 年 4 月 9 日執行青森県議会議員一般選挙

選挙区

候補者

次のビラ作成枚数につき、青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和 5 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	枚	枚
今 回 の 枚 数 ( B )	枚	枚
枚 数 計 ( A ) + ( B )	枚	枚
備 考		

- 備考 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数(A)」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が申請する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が申請する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

確認番号

## ビラ作成枚数確認書

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、公職選挙法第142条第1項第4号に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和5年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳 印

### 記

- 1 令和5年4月9日執行青森県議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

- 備考1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
  - 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。

## ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和 5 年 月 日

令和 5 年 4 月 9 日 執行青森県議会議員一般選挙

選挙区

候補者

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2 ビラ作成業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 16,000枚

(2) 限度額

7円73銭(単価) × (16,000枚以下の) 当該作成枚数 = 限度額



## 請 求 書

(ビラの作成)

令和 5 年 月 日

青森県知事 殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名  
電話番号

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 5 年 4 月 9 日執行青森県議会議員一般選挙 選挙区
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚（2 種類の場合には各 1 枚）を添付してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求することはできません。
- 4 契約業者等（法人の場合は代表者）本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が提出する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人の場合は代表者）本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

## 請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	7.73円	枚	円	円	枚	円	

## 備考

- 1 (D) 欄には、7.73円と記載してください。
- 2 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

## ポスター作成契約届出書

令和5年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 殿

令和5年4月9日執行青森県議会議員一般選挙

選挙区

候補者

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年 月 日		枚	円	

- 備考1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が届け出る場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

## ポスター作成枚数確認申請書

令和 5 年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 殿

令和 5 年 4 月 9 日執行青森県議会議員一般選挙

選挙区

候補者

次のポスター作成枚数につき、青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 12 条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和 5 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	枚	枚
今 回 の 枚 数 ( B )	枚	枚
枚 数 計 ( A ) + ( B )	枚	枚
備 考		

備考 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。

2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

3 「前回までの累積枚数(A)」欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

4 候補者本人が申請する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が申請する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

確認番号

## ポスター作成枚数確認書

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第12条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和5年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳 印

### 記

- 1 令和5年4月9日執行青森県議会議員一般選挙 選挙区
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。

2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。

3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。

# ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和5年 月 日

令和5年4月9日執行青森県議会議員一般選挙

選挙区

候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	

備考1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

2 ポスター作成業者が青森県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

ア 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数切上げ)}$$

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{586,905円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数切上げ)}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

## 請 求 書

(ポスターの作成)

令和 5 年 月 日

青森県知事 殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名  
電話番号

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第 12 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

## 記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 5 年 4 月 9 日執行青森県議会議員一般選挙 選挙区
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、青森県に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人の場合は代表者）本人が提出する場合には、本人確認書類の提示又は提出を、代理人が提出する場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人の場合は代表者）本人の署名や記名押印がある場合はこの限りではありません。

## 請 求 内 訳 書

選挙区に おけるポ スター掲 示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額		
	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (D) × (E) = (F)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (G) × (H) = (I)
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考 1 「選挙区におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{316,250\text{円} + 541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

1円未満の端数切上げ

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{586,905\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

1円未満の端数切上げ

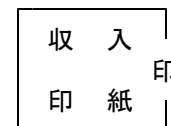
3 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。



## 運 送 契 約 書



青森県議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と、  
(以下「乙」という。) は、選挙運動のための自動車の運送  
について次のとおり契約を締結する。

## 1 使用目的

公職選挙法第 141 条の規定に基づき、選挙運動のために使用

## 2 車種及び登録番号

## 3 台数 1 台

## 4 使用期間

令和 5 年 月 日から  
令和 5 年 月 日まで 日間

## 5 契約金額 円 (内訳 1 日 円 × 日間)

## 6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

## 7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

令和 5 年 月 日 (契約締結年月日)

甲 住 所

青森県議会議員一般選挙候補者

氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

代 表 者 印

## 車輛賃貸借契約書

青森県議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と、  
(以下「乙」という。) は、車輛の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第 141 条の規定に基づき、選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号

3 台数 1 台

4 使用期間

令和 5 年 月 日から  
令和 5 年 月 日まで 日間

5 契約金額 円 (内訳 1 日 円 × 日間)

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

令和 5 年 月 日 (契約締結年月日)

甲 住 所

青森県議会議員一般選挙候補者

氏 名

印

乙 住 所

名 称

印

代 表 者

印

## 選挙運動用自動車燃料供給契約書

青森県議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と、  
(以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の燃料の供給  
について次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和 5 年 月 日から令和 5 年 月 日まで

2 供給場所

所在地

名 称

3 供給を受ける自動車の登録番号

4 金 額

単価は、1 リットル当たり 円 (税込み) とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

令和 5 年 月 日 (契約締結年月日)

甲 住 所

青森県議会議員一般選挙候補者

氏 名

印

乙 住 所

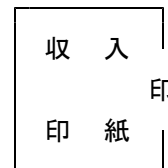
名 称

印

代 表 者

印

## 自動車運転契約書



青森県議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。) と、  
(以下「乙」という。) は、甲が使用する青森県議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

## 1 運転する期間

令和5年 月 日から  
令和5年 月 日まで 日間  
原則として毎日 時 分から 時 分まで

2 契約金額 円  
(1日につき 円)

## 3 運転する車両の登録番号

## 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

令和5年 月 日（契約締結年月日）

甲 住 所

青森県議会議員一般選挙候補者

氏 名

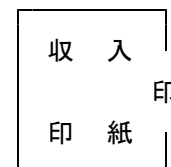
印

乙 住 所

氏 名

印

## 選挙運動用ビラ作成契約書



青森県議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。)と、  
(以下「乙」という。)は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名  
公職選挙法第 1 4 2 条に定める選挙運動用ビラ

2 契約金額 円  
(単価 円 銭 × 数量 枚)

3 納入期限  
令和 5 年 月 日

4 請求及び支払  
この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。  
なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。  
ただし、甲が公職選挙法第 9 3 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

令和 5 年 月 日 (契約締結年月日)  
甲 住 所

青森県議会議員一般選挙候補者  
氏 名 印

乙 住 所  
名 称 印

代 表 者 印

## 選挙運動用ポスター作成契約書



青森県議会議員一般選挙候補者 (以下「甲」という。)と、  
(以下「乙」という。)は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品名  
公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター

2 契約金額 円  
(単価 円 銭 × 数量 枚)

3 納入期限  
令和5年 月 日

4 請求及び支払  
この契約に基づく契約金額については、乙は、青森県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。  
なお、青森県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。  
ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は青森県には請求できない。

令和5年 月 日（契約締結年月日）  
甲 住 所

青森県議会議員一般選挙候補者  
氏 名 印

乙 住 所  
名 称 印

代 表 者 印